

グアテマラ合意

1987年8月7日

石井 章

長期化、膠着化した中米地域紛争の打開を目指して、中米5カ国の大統領による首脳会議「中米サミット」が8月6日と7日の2日間グアテマラ市で開催され、合意文書が調印された。合意の内容は、国民的和解、戦闘の停止、民主化、自由な選挙、不正規武装勢力に対する援助の停止、他国への侵略を目的とした国土の利用の禁止等を含むもので、1987年2月にアリアス・コスタリカ大統領によって提案された和平案を基本に、それを修正したものである。合意内容がそのとおり実施されるか否かは予断を許さず、和平の実現までにはなおいくつもの困難が横たわるが、グアテマラ合意達成を含む和平への努力を評価されてアリアス大統領が87年度のノーベル平和賞を受賞するなど、国際世論の後楯もあり、この合意が中米紛争解決へ向けての重要な一步となることは確かだ。以下はグアテマラ合意文書の全訳である。

中米において確固とした、持続的な平和を確立するための方策

コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの各共和国は、国連憲章、米州機構憲章、諸目的文書 (Documento de Objectivos)、中米の平和・安全・民主主義のためのカラバジエーダ声明、グアテマラ宣言、プンタ・デル・エステ声明、パナマ声明、エスキプラス宣言および1986年6月6日の、中米の平和・安全・民主主義のためのコンタドーラ協定書案で確認され

た諸目的の達成と、諸原則の貫徹に尽力した結果、中米において確固とした持続的な平和を確立するための以下の方策(procedimiento)について一致をみた。

●国民的和解

一つの社会の内部で深刻な分裂が生じているような場合には、緊急に対話を実現させること。十分な保証を伴うかたちでの大衆の参加を認め、正義、自由、民主主義の基盤の上に立ち、民主的な性格をもった真正な政治過程における国民的和解の行動。そしてこの目的のために、法律に準拠して、反対派グループとの対話を可能にするような装置を創設すること。

この目的のためにそれぞれの政府は、国内の政治的反対派のうち武器を棄てたすべてのグループ、および恩赦を受け入れた者たちとの対話を開始するものとする。

●恩赦

中米各国において、国際検証・追跡委員会 (Comisión Internacional de Verificación y Seguimiento) がその必要なしと認定した場合を除き、恩赦に関する法令(decreto)が発令される。その法令において、生命の不可侵性、あらゆる形態の自由、物質的財産、および法令が適用される人々の安全を保障する諸措置が確立されるべきである。

恩赦に関する法令の発令と同時に、当該国における不正規の武装勢力 (fuerzas irregulares) は、その拘留下にあるすべての人々を釈放すべきものとする。

●国民和解委员会

中米5カ国の統治者が、恩赦、戦闘の停止、民主化および自由な選挙について、この文書への署名をもって締結した協定内容の履行を検証するために、国民和解委員会(Comisión Nacional de Reconciliación)が設置される。この委員会の役割は、国民的和解のプロセスの真の有効性、およびこの文書で保証された中米の市民のすべての民事的・政治的権利の完全な尊重を確認することである。

国民和解委員会は、政府を代表する1人の正委員とその代行委員、司教會議により推薦された3組の司教の名簿をもとに政府が選んだ1人の正委員とその代行委員により構成される。3組の名簿の提出は、この文書の署名の後の有効な5日間の期間内に政府により提出される公式要請に基づき、その要請を受けて以後15日以内に行なわれるべきものとする。

3組の名簿から委員を選ぶ手続きは、合法的に登録された反対政党から正委員、代行委員を選出する場合にも適用される。3組の候補者名簿の提出は、前項に示したのと同様の期限内に行なわれるべきものとする。

中米各国の政府はこの他に、委員会の構成員として政府にも政権党にも属さない著名な民間人とその代行者を選定する。それぞれの国民(和解—訳者)委員会における合意事項は、すみやかに中米諸国政府に通知されなければならない。

●敵対行為の停止に関する勧告

各国政府は、現在不正規の（武装——訳者）グループないし反乱勢力の行動に悩まされている域内諸国において、敵対行為の停止について一致するよう、熱心に勧告する。当該諸国の政府は、憲法の枠内で有効な戦闘の停止を達成させるために、必要なあらゆる行為を実行することを約束する。

● 民主化

各国政府は、複数制、参加制の真の民主的プロセスを推進することを約束する。それは社会正義

の促進、人権、主権、各国の領土の無欠性(integridad)、およびすべての国民が自由に、いかなる種類の外国からの干渉もなしに、その経済・政治・社会の様式を決定できる権利の尊重を意味する。また各国政府は、政党を組織することおよび意志決定の際に民衆の有効な参加を保証し、市民の諸権利の十分な順守に基づいた清廉な、定期的な選挙過程に、さまざまな潮流の意見が自由に接近できるように保証する、民主的、代表制の、複数制のシステムの確立と完成へ導く実行可能な方法を実現させる。

この民主化の過程の進展における誠意を検証するものとして、テレビ、ラジオ、新聞の完全な自由が存在すべきであると考えられる。この種の完全な自由とは、すべての思想集団にコミュニケーションの手段を開き、かつその機能を維持し、同時にこの手段が事前の検閲に服することなく機能するよう保つことであると理解される。

完全な複数政党制が開かれるべきであり、またこの点に関して政治結社はコミュニケーション手段への十分な接近をもつものとする。それは結社の自由を享受し、口頭で、文書で、または電波をとおして、公開性の無制限の行使による公然たる意見の表明を実現する諸機能を完全に享受すること、同様に政党の成員が宣伝・勧誘のために自由に移動できることを意味する。

また非常事態 (estado de excepción), 戒厳令 (sitio), 緊急事態 (emergencia) が効力を有している中米諸国の政府は、これらを廃止し、憲法に定められたすべての権利保証を現状回復させる (合憲的状態 (estado de derecho)) ものとする。

●自由な選挙

民主主義に固有のすべての条件が整ったうえで、地域の人民にとって和解と継続的な平和を達成するための中米諸国の共通の表現として、自由な、複数制の、清廉な選挙を行なうべきである。また 1986 年 5 月 25 日のエスキプラス宣言において設立が提案された中米議会 (Parlamento

Centroamericano) の構成のための選挙を実施する。

前述の目的のために、各国元首は同議会の組織を推進する意志を表明した。この目的にそって中米議会準備委員会は 150 日以内にその審議を終了し、中米諸国の大統領に対し、その取決め事項に関する案を提出すべきである。

これらの選挙は、1988 年の第 1・四半期に中米諸国の大統領にとって好都合な日を選んで、全中米諸国において同時に実施されるものとする。選挙は、相応な選挙管理機構の監視のもとにおかれ、各政府は米州機構、国連および第三国(複数——訳者)の政府に対し監視人を派遣するよう要請することを約束する。監視人は、選挙の過程が厳密な意味での平等性にかなっているか、すべての政党が社会的コミュニケーション手段に接近できるか、公然たる示威運動ないしその他のあらゆる種類の宣伝・勧誘を実施するための十分な便宜があるか、を確認すべきものとする。

中米議会を構成するための選挙をこの項に示される期限内に実施する目的で、その構成に関する条約が 5 カ国によって承認され批准されるべきである。

中米議会を構成するための選挙が実施された後に、各國において郡(municipio)、議会(Congreso)、立法議会(Asamblea Legislativa)の人民代表者、および共和国大統領の任命のため、同じく自由で民主的な選挙を実施すべきである。この選挙は国際監視人の監視と平等な保証のもとに、定められた期限内に、現行の各國憲法に則って提起されるべき日程に従って行なわれる。

●不正規武装勢力ないし反乱運動に対する援助の停止

中米 5 カ国の中は、不正規の武装勢力ないし反乱運動に対して公然とあるいは隠然と、軍事的、兵站の、財政的ないし宣伝上の援助、実兵員、武器、弾薬、装備のかたちでの援助を行なっている域内政府および域外の政府に対して、この援助の停

止を要請する。これは地域の安定的かつ持続的な平和を達成するために不可欠な要素である。これらの集団ないし勢力に属していた人々の再帰国、再定住、および彼らを通常の市民生活に再編入するためには必要な援助は、前述の援助停止の対象に含まれない。

同様に、中米で活動している不正規武装勢力および反乱グループに対しては、真正のラテンアメリカ精神のために、こうした援助の受理を控えるよう要請する。

これらの要請は、中米諸国の中の政府の不安定化を意図するような人々や組織や集団に向けられる。地域内部での、あるいは域外からの武器の輸送の禁止に関して、諸目的文書で明らかにされたことに従ってなされる。

●安全、検証およびコントロール

中米 5 カ国の中は、仲介者としての機能を果たしているコンタドーラ・グループの参加をえて、中米の和平と協同に関するコンタドーラ協定書案における安全、検証、コントロールに関する懸案事項について交渉する。

これらの交渉には、恩赦の法令に応ずる用意のある不正規武装勢力の武装解除の方法に関することも含まれる。

●他国への侵略を目的とした領土の使用の禁止

この文書に署名する 5 カ国は、中米諸国の中の不安定化を意図する個人、組織、集団に対してその領土の使用を禁止し、彼らに対して軍事的、兵站上の援助を提供せず、また認めないという約束を再確認する。

●難民および移動させられた人々

中米諸国の中は、地域の危機によって惹き起された難民、および移動させられた人々(desplazados)の流出に対して、緊急に保護、救済の手を差しのべることを約束する。それは特に医療、教育、仕事、安全の諸点に関して、またそれが自発的な性格のものであり、個別にその意志が表明さ

れた場合にかぎり、彼らの再帰国、再定住、再配置に関して差し向けられる。

同様に、中米の難民および移動させられた人々に対する援助を、2国間ないし多国間の協定に基づく直接的な形態で、あるいは国連難民高等委員、その他の組織や事業体を通じて、行なうことを国際共同社会の前に約束する。

● 平和と発展のための協同、 民主主義および自由

民主主義が保証する自由の雰囲気のもとで貧窮を免れたより一層平等な社会に到達するために、中米諸国は発展の加速を可能とする合意事項を採用する。民主主義の強化の意味するものは、福祉と、経済的社会的正義のシステムの創造である。これらの目的の達成のために、諸国政府は、国際共同社会の特別の経済援助を共同で要請することになる。

● 國際的検証および追跡

a) 國際検証・追跡委員会

米州機構、国連の各事務総長あるいはその代理人、中米諸国、コンタドーラ・グループ、支援グループ諸国の各外相を構成メンバーとする国際検証・追跡委員会を設立する。この委員会の役割は、この文書の内容をなす約束の履行を検証し追跡調査することである。

b) 和解および検証・追跡の装置に対する後援、便宜

● 検証および追跡

国際検証・追跡委員会の活動を強化する目的で、中米5カ国の政府はその業務に対する後援の宣言を発するものとする。これらの宣言には、中米において自由と民主主義と平和の大義を推進することに関心を抱くすべての諸国が賛同することができる。5カ国の政府は、各国内の国民和解委員会および国際検証・追跡委員会が検証および追跡の機能を完全に遂行するために必要なあらゆる便宜を提供する。

● 約束の遂行の日程

この文書の署名の時点から15日以内に、中米諸国の外相は、諮詢、交渉、その他の必要とされる仕掛けを通じて、この文書に含まれている合意事項の履行を調整し、促進し、実現可能なものとするため、またその日から約束の履行へと導くプロセスが始まるように作業委員会を組織するために、執行委員会(Comisión Ejecutiva)の資格で集合するものとする。

この文書の署名の日から数えて90日めに、この文書で定義づけられている恩赦、戦闘の停止、民主化、不正規武装勢力ないし反乱運動に対する援助の停止、および他国への侵略を目的とした領土の使用の禁止に関する約束は、一斉にかつ公然としたかたちで効力を発する。

この文書の署名の日から数えて120日めに、国際検証・追跡委員会は、この文書で規定された合意事項の履行の進展状況を分析する。150日めに中米5カ国の大統領は会合をもち、国際検証・追跡委員会の報告を受け取り、適切な決定を下す。

● 最終条項

この文書に含まれる諸事項は、調和のとれた不可分の全体を構成するものである。この署名は、定められた期限内に合意事項を一斉に遂行するという、誠意をもって受け入れられた義務を含むものである。

中米5カ国の大統領は、われわれ諸国民の平和への切望に応えようという政治的意志をもって、これに署名する。グアテマラ市にて、1987年8月7日。

コスタリカ共和国大統領オスカル・アリアス・サンチェス、エルサルバドル共和国大統領ホセ・ナポレオン・ドゥアルテ、グアテマラ共和国大統領ビニシオ・セレソ・アレバロ、ホンジュラス共和国大統領ホセ・アスコナ・オヨ、ニカラグア共和国大統領ダニエル・オルテガ・サーベドラ。

(いしい・あきら／中南米総合研究プロジェクト・チーム)